

受領委任払制度に係る事業者の皆様へ

介護保険住宅改修費・介護保険福祉用具購入費 受領委任払制度について

藤枝市介護福祉課

令和7年2月5日作成

令和7年3月31日修正

1. 制度の概要

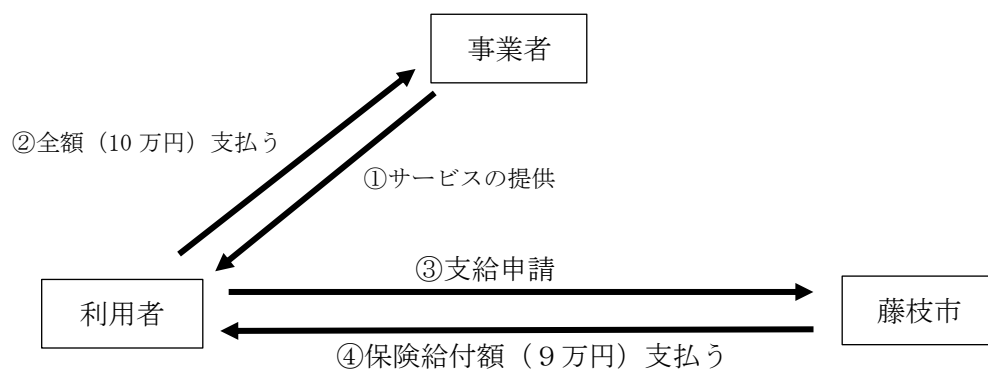
住宅改修・福祉用具購入を行ったときは、まず利用者から事業者に対して全額を支払い、その後市に申請することにより、市から利用者に対して介護保険給付として9～7割を支払う償還払が原則です。

受領委任払は、まず利用者から事業者に対して本人負担額（1～3割分）を支払い、その後市に申請することにより、9～7割を市から事業者へ支払う制度です。この制度は、利用者の一時的な負担の軽減を目的としています。

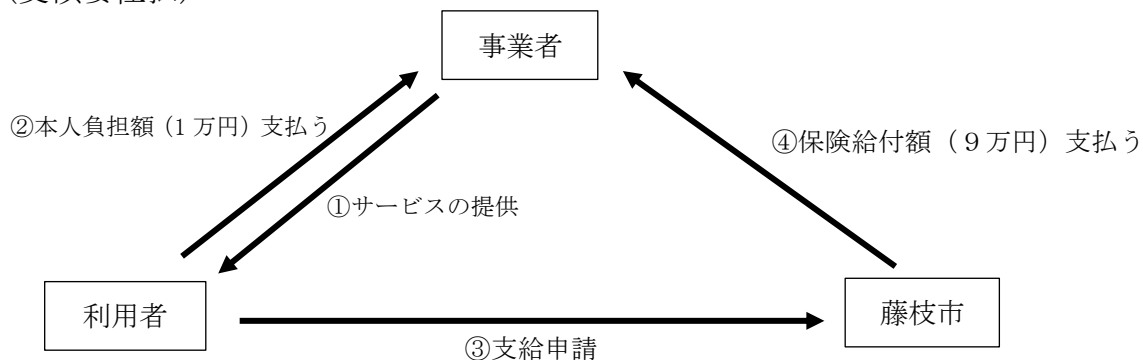
受領委任払を行う場合、事前に事業者の登録が必要です。

2. 償還払・受領委任払のイメージ

【例：負担割合1割の利用者が10万円の住宅改修又は福祉用具購入を行った場合】
(償還払)



(受領委任払)



3. 事業者の登録方法

(1) 登録の流れ

ア 事業者から藤枝市介護福祉課へ下記の届出書・確約書を提出

- ・介護保険住宅改修等受領委任払取扱事業者登録届出書
- ・介護保険住宅改修等受領委任払制度に係る取扱確約書※

※説明書類（本資料）を最後まで確認したうえで記入してください。

イ 藤枝市介護福祉課から事業者へ「介護保険住宅改修等受領委任払取扱事業者登録通知書」を送付します（登録完了）。

登録した事業者は、藤枝市ホームページに掲載いたします。

(2) 登録時期

- ・住宅改修の場合 … 工事前の申請を行う前に事業者の登録を完了してください。
- ・福祉用具購入の場合 … 販売を行う前に事業者の登録を完了してください。

4. 受領委任払制度を利用できる利用者

受領委任払い制度を利用できる利用者は下記の(1)(2)の両方に該当する方です。必ず介護保険被保険者証（ピンク色）を確認してください。

(1) 要支援・要介護認定を受けている人

介護保険被保険者証の「要介護状態区分等」欄に介護度の記載があり、「認定の有効期間」欄に記載されている有効期間が切れていないことを確認してください。

(2) 給付制限（支払方法変更）を受けていない人

介護保険被保険者証の「給付制限」欄に「支払方法変更」と記載されており、適用期間内である場合は、受領委任払制度を利用できません。

介護保険被保険者証	
番号	
住所	
氏名	
生年月日	性別
交付年月日	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	藤枝市 電話 (054) 643-3144 (054) 646-0294
要介護状態区分等	認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)
認定の有効期間	
区分支給限度基準額	単位
居宅サービス等	1月当たり
サービスの種類	種類支給限度基準額
認定審査会の意見及びサービスの種類の指定	
給付制限	内容 期間
	開始年月日
	終了年月日
	開始年月日
	終了年月日
居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者及びその事業所の名称又は地域包括支援センターの名称	届出年月日
介護保険施設等	種類 入所等年月日
	名称 退所等年月日
	種類 入所等年月日
	名称 退所等年月日

5. 利用者負担額（領収額）について

(1) 負担割合の確認方法

ア 介護保険負担割合証の確認

領収日時点の負担割合を確認してください。

- ・自己負担割合（1～3割）
- ・適用期間 が記載されています。

介護保険負担割合証

交付年月日

被保険者番号

住所

フリガナ

氏名

生年月日

利用者負担の割合

適用期間

開始年月日

終了年月日

開始年月日

終了年月日

保険者番号並びに保険者の名称及び印

2 2 2 1 4 1

静岡県藤枝市岡出山一丁目11番1号

藤枝市

電話番号 (054) 643-3144

イ 介護保険被保険者証の確認

介護保険被保険者証に「給付額の減額」と記載されており、適用期間内に領収を行った場合、「介護保険負担割合証に記載されている負担割合」と「実際に負担すべき割合」が異なります。

「給付額の減額」と記載されている場合の負担割合は下表のとおりです。

介護保険負担割合証の記載	実際に負担すべき割合
1割 又は 2割	3割
3割	4割

介護保険被保険者証

番号

住所

フリガナ

氏名

生年月日

性別

交付年月日

保険者番号並びに保険者の名称及び印

2 2 2 1 4 1

静岡県藤枝市岡出山一丁目11番1号

藤枝市

電話 (054) 643-3144

(054) 646-0294

要介護状態区分等

認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)

認定の有効期間

居宅サービス等

1月当たり サービスの種類

単位

種類支給限度基準額

認定審査会の意見及びサービスの種類の指定

給付制限

開始年月日

終了年月日

開始年月日

終了年月日

開始年月日

終了年月日

居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者及びその事業所の名称又は地域包括支援センターの名称

届出年月日

届出年月日

届出年月日

介護保険施設等

種類

入所等年月日

名称

退所等年月日

種類

入所等年月日

名称

退所等年月日

(2)利用者負担額の計算方法

注意：領収書の「領収額」には、利用者から事業者に対して支払われた金額を記載してください。

但し書き等へ、全額（10 割分）を記載してください。

ア 住宅改修の場合

- ・利用者負担額の算出で1円未満の端数が生じる場合は、利用者負担額を切り上げてください。

【例：負担割合1割の利用者が、25,885円の住宅改修を行った場合】

$$25,885 \text{ 円} \times 0.1 = 2,588.5 \text{ 円} \rightarrow 2,589 \text{ 円}$$

- ・支給限度額は同一の住宅で200,000円です。

「転居した場合」又は「介護状態区分が3段階以上（要支援2と要介護1は同一段階）重くなった場合」には、支給限度額がリセットされます。

【例：既に150,000円の住宅改修を行った負担割合1割の利用者が、新たに70,000円の住宅改修を行った場合（リセットなし）】

支給限度額内の住宅改修費 … 200,000円 − 150,000円 = 50,000円

支給限度額外の住宅改修費 … 70,000円 − 50,000円 = 20,000円

利用者負担額 … 50,000円 × 0.1 + 20,000円 = 25,000円※

※領収書の但し書きに、領収額の内訳（介護保険対象分5,000円、介護保険対象外分20,000円）、全額（70,000円）を記載してください。

- ・介護保険対象分の工事と介護保険対象外分の工事を一緒に行い、1枚の領収書にまとめて記載する場合も、上記の例と同様に請求額の算出及び領収証の作成を行ってください。

イ 福祉用具の場合

- ・利用者負担額の算出で1円未満の端数が生じる場合は、利用者負担額を切り上げてください。

【例：負担割合1割の利用者が、25,885円の福祉用具を購入した場合（用具の個数1個）】

$$25,885 \text{ 円} \times 0.1 = 2,588.5 \text{ 円} \rightarrow 2,589 \text{ 円}$$

- ・支給限度額は、同一年度※で10万円です。

※支給限度額管理は、領収日の属する年度で行います。

【例：5月15日に、40,000円の入浴用椅子を購入して給付を受けた負担割合1割の利用者が、同年10月3日に新たに70,000円の腰掛便座を購入】

支給限度額内の福祉用具購入費 … 100,000円 − 40,000円 = 60,000円

支給限度額外の福祉用具購入費 … 70,000円 − 60,000円 = 10,000円

利用者負担額 … 60,000円 × 0.1 + 10,000円 = 16,000円※

※領収書の但し書きに、領収額の内訳（介護保険対象分6,000円、介護保険対象外分10,000円）、全額（70,000円）を記載してください。

- ・同時に複数の福祉用具を購入し、1枚の領収書にまとめて記載する場合、1つの用具ごとに利用者負担額を計算し、それぞれ切り上げを行った後に合計します。

【例：「30,856円の入浴用椅子」と「28,357円の腰掛便座」を購入した場合（利用者負担1割）】

入浴用椅子の利用者負担額 … 30,856円 × 0.1 = 3,085.6円 → 3,086円

腰掛便座の利用者負担額 … 28,357円 × 0.1 = 2,835.7円 → 2,836円

利用者負担額合計 … 3,086円 + 2,836円 = 5,922円

6. 保険給付費支払時期

原則、住宅改修支給（工事後）申請書・福祉用具支給申請書の提出がされた月の翌月末に市から事業者へ保険給付費を支払います。支払前に支払金額・支払日等を記載した通知書を事業者及び利用者へ送付します。

申請内容に不備があった場合や利用者が要介護度の申請を行っている場合等では、支払いまでに時間を要する場合があります。

7. 注意事項

- ・利用者から市へ提出する申請書類には「受領委任払制度取扱事業者登録番号」の記入が必要です。事業者から利用者へ登録番号を伝えてください。
- ・償還払・受領委任払の選択は、住宅改修の場合は工事前の申請時、福祉用具購入の場合は支給申請時に申請書の記入により行っていただきます。申請書提出後、支払方法の変更はできません。
- ・利用者負担割合は、年度（8月1日～翌年7月末）ごとに決定していますが、65歳以上の世帯員の異動や所得更正により、年度途中で負担割合が変更となる場合があります。利用者負担額の算定を行う際は、必ず最新の負担割合証の確認を行ってください。
- ・支給限度額を超えた分は、全額自己負担となりますので、事前に利用履歴の確認を行ってください。

8. 登録の変更・廃止

- ・登録した内容（事業所の住所・名称・口座等）に変更が生じた場合は、「介護保険住宅改修費等受領委任払取扱事業者変更届出書」の届出が必要です。
- ・登録に係る事業を廃止したときは、「介護保険住宅改修費等受領委任払取扱事業者廃止届出書」の提出が必要です。
- ・なお、次のいずれか該当する場合は、受領委任払取扱事業者の登録を取り消すことがあります。
 - ①不正の手段により、受領委任払取扱事業者の登録を行ったとき又は住宅改修費等の請求を行ったとき
 - ②利用者から受領委任払の利用について申し出があったにもかかわらず、理由なくこれを拒否したとき
 - ③その他市長が登録の取消について必要と認めるとき

住宅改修を行う事業者の方は、登録前に7ページ「9. 住宅改修の実施にあたっての注意事項」をご確認ください。

9. 住宅改修の実施にあたっての注意事項

はじめに

住宅改修の介護保険給付は、公費（税金）と介護保険料を財源として行われます。従って、住宅改修を行い、給付を受けるためには、介護保険のルールに従って申請や工事等を行う必要があります。ルールを守らずに住宅改修を行った場合、介護保険給付が受けられなくなる等、利用者が不利益を被る恐れがあります。つきましては、下記のとおり住宅改修を行うための基本的な事項についてまとめましたのでご確認をお願いいたします。

(1) 対象工事について

住宅改修の対象となる工事は下記の6種類です。なお、工事内容が保険給付の対象となるかどうかは、利用者の身体状況や動線、住宅の状況等を踏まえての判断となります。

【住宅改修の対象となる工事】

①手すりの取付け、②段差の解消、③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更、④引き戸等への扉の取替え、⑤洋式便器等への便器の取替え、⑥上記の工事に付帯して必要となる住宅改修

(2) 工事内容の決定について

工事内容は、ケアマネジャー等が作成する「住宅改修が必要な理由書」（以下「理由書」という。）を基に決定します。理由書は、利用者の心身の状況、住宅の状況、福祉用具の導入状況等を踏まえ、現状の課題を改善するために必要な住宅改修の内容について記載する書類です。工事内容を決定する際は、必ず理由書作成者と連携してください。

また、手すりの長さや位置、スロープの幅や長さ等の具体的な寸法についても工事前に決めていただきます。工事前の申請の添付書類の中で、具体的な位置や寸法を記載してください。

(3) 着工日について

工事を行う前に、藤枝市へ申請を行い、藤枝市から着工許可を受ける必要があります。着工許可前に工事を行った場合、介護保険給付が受けられなくなります。

着工予定日については、審査に時間を要する場合もあるため、申請書提出日から11開庁日以降としていただくよう、ご協力をお願いいたします。なお、着工許可を受けた後であれば、着工予定日前であっても工事を行うことが可能です。

(4) 住宅改修の流れについて

手続の流れ・具体的な提出書類について、別紙「介護保険 住宅改修申請の方法」をご確認ください。

10. Q & A

(趣味を目的とした住宅改修の給付対象について)

Q 1 趣味を目的とする住宅改修を行う場合、保険給付の対象となるか。
(例) 利用者の趣味である家庭菜園を継続して行うために、自室から庭へ行く動線に手すりを設置する。

A 介護保険の住宅改修は、日常生活上の必要最低限のもの（あくまで日常生活動作を助けるもの）を給付対象としているため、原則は給付対象外です。

ただし、住宅改修費の支給は特に個別事情が様々であることから、一律に給付対象外とはせず、例えば、利用者が要介護状態になる前から日常的に家庭菜園を行っており、ケアマネジャーが当該活動を継続することが自立支援・重度化防止に資するものと判断してケアプランを作成している等、単に趣味だけを目的としていない場合等は、対象になる可能性があります。

対象の可否については個別判断となるので、なるべく事前にご相談ください。

Q 2 「Q 1」の「利用者が要介護状態になる前から日常的に行っている」について、これから行っていく場合はどうか。

A 趣味だけを目的としていない活動が、要介護状態になる前から日常的に行っている活動とは限らないため、これから行っていく場合であっても対象になる可能性があります。

Q 3 「Q 1」の「当該活動を継続することが自立支援・重度化防止に資するものと判断してケアプランを作成している」について、ケアプランではなく住宅改修理由書でもよいか。

A 住宅改修理由書でも構いませんが、当該活動が趣味そのものだけを目的としていない旨をしっかりと明記してください。

(着工中の工事内容の変更について)

Q 4 手すりの取り付け工事中に、やむを得ず取り付け位置を変更する必要がある場合、工事を継続する前に市へ連絡して許可を得る必要があるか。

A 工事中に市の担当者とスムーズに連絡が取れない場合、改めて別の日に工事を行う必要が生じ、その結果、工事の遅延や追加費用が発生し、利用者や事業者に不利益を与える恐れがあるので、軽微な工事箇所の位置や寸法の変更で、住宅改修の効果が十分に確保されている場合には、工事中の連絡は不要です。